資料１

（素案）

第２次白井市行政経営改革実施計画

令和４年度～令和７年度

令和４年２月

白井市

1　行政経営改革実施計画について

本市では、将来像を「ときめきと　みどりあふれる　快活都市」と定め、その実現を目指し、白井市の行政運営を総合的かつ計画的に推進していくための最上位計画である第５次総合計画（平成２８年度から令和７年度まで）を策定しました。

行政経営指針は、この総合計画の実現を下支えし、将来を見据えた持続可能な行政運営を推進するための基本方針として、「市民自治のまちづくり」、「自立した行財政運営」、「将来を見据えた公共施設等の最適な配置」の３つの基本方針を定めています。

行政経営改革実施計画は、行政経営指針に基づいて、市の行政経営改革を着実に推進するための計画です。

これまでの行政経営改革実施計画では、平成３０年度から令和３年度までの間、位置付けた５４の取組項目を実施しました。

この第２次行政経営改革実施計画では、行政経営改革審議会（以下「審議会」という）の意見を踏まえ、これまでの行政経営改革実施計画から引き続き取り組む項目に加えて、審議会や市職員などから新たに提案のあった取り組みを追加し、行政経営指針の取組項目を実現することで、行政経営改革を進めていきます。

なお、市では行政経営改革実施計画の他に、計画的かつ持続可能な行財政運営を進める上で、今後の中長期的な財政状況を把握するために、現状と今後の傾向を捉え、平成３０年度に財政推計の見直しと併せて、財政健全化の取組を策定しましたが、取組内容が重複するものは、第２次行政経営改革実施計画の取り組みとして位置付けます。

「財政推計の見直しと財政健全化の取組」について

市では、今後、公共施設の老朽化への対応、人口減少や少子化・高齢化の進展による税収の減少など厳しい財政運営が見込まれますが、国の制度変更等に伴う扶助費の追加や小中学校の耐震改修や庁舎整備などの大規模事業に伴う公債費の増加などにより、第５次総合計画策定時に行った財政推計との間に乖離が生じたため、平成３０年度に「財政推計の見直しと財政健全化の取組」を策定しました。

行政経営指針の３つの基本方針

基本方針１　市民自治のまちづくり

将来にわたって持続可能なまちづくりを推進し、市民一人ひとりが自分なりの豊かさを実現できるまちを目指します。

１　市民参加の充実
２　地域コミュニティづくりの推進
３　情報共有の徹底と可視化

基本方針２　自立した行財政運営

国や県に依存することのない経営的な視点により、自立した行財政運営を目指します。また、限られた財源を有効に活用するためには、経営の視点とともに協働の視点に立った行財政運営を目指します。

１　効率的な行政組織の構築
２　多様な人材の育成と確保
３　財源の確保
４　歳出の抑制
５　適材適所による事業主体の見直し
６　評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

基本方針３　将来を見据えた公共施設等の最適な配置

公共施設等の老朽化対策を進めるため、中長期的な視点に立って、行政運営の基本的指針である総合計画や都市づくりの基本的な方向性を示す都市マスタープランと整合を図りながら、将来を見据えた公共施設等の最適な配置の実現を目指します。

１　公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

財政健全化の取組

１　歳出削減のための取組
　ア　人件費等の削減
　イ　公共施設等のあり方の見直し
　ウ　事務事業の廃止や見直しによる経費削減

２　歳入確保のための取組
　ア　財源の確保
　イ　受益者負担の適正化
　ウ　財政健全化の取組による効果額

(1) 行政経営改革実施計画の計画期間

第２次行政経営改革実施計画は、行政経営指針の計画期間と合わせた令和４年度から令和７年度までの４年間の計画期間とします。

●行政経営改革の体系

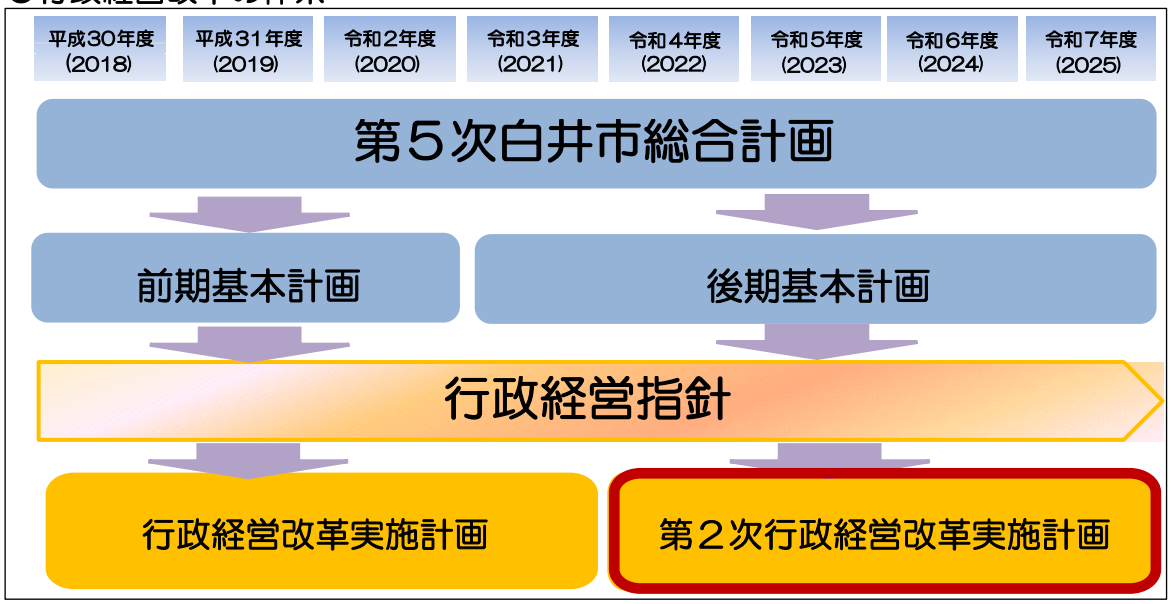

(2) 行政経営改革実施計画の効果

行政経営改革実施計画は、財政上の効果額が見込める取組項目と、市民サービスの向上や市の業務の効率性が高まることが見込める取組項目によって構成されています。

財政上の効果額が見込める取組項目については、計画期間中に取組項目を実施することで、歳入が確保され、又は歳出が削減される予定の金額を効果額としており、計画策定時において、約７億１，４６８万円の効果額を見込んでいます。

また、それ以外の取組項目については、そのメリットを効果としています。

計画期間（4 年間）に財政上の効果が見込める取組項目

取組番号	取組項目名	計画期間における財政効果額
2	使用料・手数料の見直し	970 万円
3	公有財産の有効活用	1,414 万円
4	普通財産等の売却	66,784 万円
5	公共施設等へのネーミングライツの導入	※計画を具体化する中で定める。
7	赤道の市道認定の促進	1,200 万円
8	上下水道料金の適正化	※計画を具体化する中で定める。
9	補助金・扶助費の見直し	※計画を具体化する中で定める。
10	特別職報酬の削減	200 万円
11	管理職・管理職手当の削減	900 万円
12	土地の賃借廃止	※計画を具体化する中で定める。
合　計		7 億 1,468 万円

(3) 行政経営改革実施計画の進行管理

行政経営改革実施計画の進行管理については、庁内組織として市長をトップにした行政経営戦略会議で報告します。

また、市の審議会にも併せて報告し、提案や助言を受けることとします。

取組項目の実施内容や目標、効果については、進行管理の状況を踏まえて、適宜見直しすることとします。

なお、行政経営改革実施計画の進行管理等の結果については，ホームページ等において、公表していきます。

2　行政経営改革実施計画の取組項目について

行政経営改革実施計画は、次の１８の取組項目を位置付けています。詳細については、それぞれの取組項目をご覧ください。

※整理番号の「行」は行政経営指針に基づく項目、「財」は財政健全化の取組に基づく項目を表します。

市民自治のまちづくり

取組番号	情報共有の徹底と可視化	取組項目名	所管課	整理番号
1	広報やＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。	オープンデータの推進（P.8）	総務課	行-1-3-①

自立した行財政運営

取組番号	財源の確保	取組項目名	所管課	整理番号
2	使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。	使用料・手数料の見直し（P.9）	財政課	行-2-3-②
3	多様な収入確保策を検討し、新たな財源を確保します。	公有財産の有効活用（P.10）	公共施設マネジメント課	行-2-3-⑥-1
4		普通財産等の売却（P.11）	公共施設マネジメント課	行-2-3-⑥-2
5		公共施設等へのネーミングライツの導入（P.12）	公共施設マネジメント課	行-2-3-⑥-3
6		ガバメントクラウドファンディング活用の推進（P.13）	秘書課 関係各課	行-2-3-⑥-4
7	公有財産や市が保有する資源の利活用を徹底し、財源を確保します。また、企業誘致により新たな税収を確保します。	赤道の市道認定の促進（P.14）	道路課	財-(2)-ア-③
8	受益者負担の原則を徹底することにより、負担の公平性・公正性を確保します。	上下水道料金の適正化（P.15）	上下水道課	財-(2)-イ-②

取組番号	歳出の抑制	取組項目名	所管課	整理番号
9	補助金・扶助費について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。	補助金・扶助費の見直し（P.16）	財政課	行-2-4-②

10	特別職報酬や管理職手当の削減など自助努力による人件費の削減に取り組むとともに、事務の効率化・簡素化と行政組織のスリム化により職員数の抑制を図り、人件費等を削減します。	特別職報酬の削減（P.17）	総務課	財-(1)-ア-①
11		管理職・管理職手当の削減（P.18）	総務課	財-(1)-ア-②
12	当初の目的を達成した事業や成果が上がっていない事業の廃止を徹底し、また、事務事業を見直すことにより経費を削減します。	土地の賃借廃止（P.19）	財政課	財-(1)-ウ-②

取組番号	適材適所による事業主体の見直し	取組項目名	所管課	整理番号
13	市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。	保育園の運営方法の検討と実施（P.20）	保育課	行-2-5-①-1
14		学童保育所の運営方法の検討と実施（P.21）	保育課	行-2-5-①-2
15		障害者支援センターの運営方法の検討と実施（P.22）	障害福祉課	行-2-5-①-3

取組番号	評価に基づく行政サービスの質の向上と精査	取組項目名	所管課	整理番号
16	市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。	市政に関する市民意向等の把握と公表（P.23）	企画政策課	行-2-6-④
17	行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。	事業のスクラップ・リセットの徹底（P.24）	企画政策課	行-2-6-⑤

公共施設のあり方の見直し

取組番号	公共施設のあり方の見直し	取組項目名	所管課	整理番号
18	市が保有する公共施設等は、昭和54 年の千葉ニュータウンの街開きを契機に集中的に整備しており、今後は一斉に立替等の更新時期を迎える見込みです。今後、公共施設等をどのように更新し、維持管理していくのか、統廃合を視野に入れながらコストを削減します。	出張所の窓口の廃止（P.25）	市民課	財-(1)-イ-③

■行政経営改革実施計画の取組項目における表の見方は、次のとおりです

A

	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

市民自治のまちづくり　B

情報共有の徹底と可視化

広報やＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。

取組番号	①	項目名	③	所管課	④
整理番号	②				
これまでの取り組み	⑤				
これからの取り組み	⑥				
目的	⑦				
目標時期	⑧				

実施内容	実施スケジュール			
	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
⑨	→			

	目標	効果
令和４年度	⑩	【市の効果】 【市民の効果】 ⑪
令和５年度		
令和６年度		
令和７年度		

項目	説　明
A	取組項目の分類を示しています。全ての取組項目は、「新規」、「見直し改善（拡充）」、「継続（拡充）」に分類しています。
B	行政経営指針の基本方針・行政経営改革実施計画の取組項目・財政健全化の取組項目を記述しています。
①	取組項目番号です。
②	整理番号です。行政経営指針（行）または財政健全化の取組（財）に基づく番号を記入しています。
③	取組項目名です。
④	取組項目を推進する所管課名です。
⑤	取組項目におけるこれまでに実施した取り組みや課題を記入しています。
⑥	取組項目におけるこれから実施する取り組みです。
⑦	取組項目を実施する目的です。
⑧	取組項目を実施又は本格実施する目標の年度です。毎年実施する場合は随時としています。
⑨	取組項目における具体的な実施内容とその実施スケジュールです。
⑩	取組項目の年度別実施目標です。⑨の実施内容を詳しく記入しています。
⑪	取組項目を実施することの効果を記入しています。歳入の増加又は歳出の削減などの財政上の効果のある取組項目の場合は、効果額として金額を記入しています。なお、検討が具体化していないため、計画策定時点で効果額を定めることのできないものは■円としています。

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

市民自治のまちづくり
　情報共有の徹底と可視化
　広報やＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。

取組番号	1	項目名	オープンデータの推進	所管課	総務課
整理番号	行-1-3-①				
これまでの取り組み	・国や地方公共団体は、オープンデータ（誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるよう公開されたデータ）に取り組むことが義務付けられている。 県が公開しているオープンデータから一部の白井市の情報は取得できるが、市が独自で公開しているオープンデータはなかった。				
これからの取り組み	・調査・研究の上、市独自のオープンデータの推進に関する基本方針を策定し、公開する。 ・市民向け公開型ＧＩＳについては、費用対効果等を検討の上、導入の可否を検討する。				
目的	・「透明性・信頼性の向上」、「市民参加・官民協働の推進」、「経済の活性化・行政の効率化」を図るため。				
目標時期	令和５年度				

実施内容	実施スケジュール							
	令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
オープンデータの公開に向けた準備・研究	→	→						
オープンデータの公開			→	→	→	→	→	→
市民向け公開型ＧＩＳ導入の検討			→	→	→	→		
市民向け公開型ＧＩＳ導入の検討結果に伴う実施							→	→

	目標	効果
令和４年度	・オープンデータの公開に向けた準備・研究	【市の効果】 ・都市計画情報等をオープンデータ化することで窓口・電話対応事務の軽減を図ることができる。 【市民の効果】 ・市の都市計画情報等を自由に利用できる。 ・市民生活に役立つ新しいサービスが創出され機会が増える。
令和５年度	・オープンデータの公開 ・市民向け公開型ＧＩＳ導入の検討	
令和６年度	・オープンデータの公開 ・市民向け公開型ＧＩＳ導入の検討	
令和７年度	・オープンデータの公開 ・市民向け公開型ＧＩＳ導入の検討結果に伴う実施	

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

財源の確保

使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。

取組番号	2	項目名	使用料・手数料の見直し	所管課	財政課
整理番号	行-2-3-②				
これまでの取り組み	・市は、平成 28 年度に「使用料・手数料の考え方」を改定し、受益者負担率 100%とした。 ・平成 29 年度に使用料・手数料の見直しをした結果、平成 30 年 4 月から新たな使用料・手数料とすることとした。 ・使用料・利用料金の減免に関する市の統一した基準を作成し、平成 31 年 4 月から適用した。				
これからの取り組み	・全ての使用料・手数料の見直しを 3 年ごとに行い、受益者負担率 100%になるように改定していく。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、当面の間は通常の利用実績及び決算と異なることから、令和 4 年度の利用実績及び決算を基礎として令和 5 年度から算定等を行う。				
目的	・適正な使用料・手数料を徴収することで、市の財源を確保するため。 ・サービスを利用している人と利用していない人の負担の不公平を解消するため。				
目標時期	令和 7 年度				

実施内容	実施スケジュール							
	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
使用料・手数料の見直し				→	→			
市民への周知						→		
新たな使用料・手数料の実施							→	→
無料の公の施設の利用料金の有料化検討	→	→	→	→	→	→	→	→

	目標	効果
令和 4 年 度	・無料の公の施設の利用料金の有料化検討	【使用料の見直しに係る概算効果額】 指定管理施設分（指定管理料の減）: 約 8,700,000 円 市管理施設分（歳入の増加）: 約 1,000,000 円 【積算例】公民館・A室の使用料の場合 $= \frac{\text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費} + \text{修繕費}}{\text{年間の利用可能時間数}}$
令和 5 年 度	・使用料・手数料の見直し ・無料の公の施設の利用料金の有料化検討	
令和 6 年 度	・使用料・手数料の見直し ・市民への周知 ・無料の公の施設の利用料金の有料化検討	
令和 7 年 度	・新たな使用料・手数料の実施 ・無料の公の施設の利用料金の有料化検討	効果額 9,700,000 円

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

自立した行財政運営

財源の確保

多様な収入確保策を検討し、新たな財源を確保します。

取組番号	3	項目名	公有財産の有効活用	所管課	公共施設マネジメント課 文化センター
整理番号	行-2-3-⑥-1				
これまでの取り組み	・行政財産の目的外使用については、使用を許可した上で、使用料を徴収している。 ・普通財産の使用について、貸付契約等により、賃借料を得ている。 ・平成 29 年度に公有財産の利活用に関する基本方針を策定した。				
これからの取り組み	・公有財産を有効活用するため、貸付等を行う。 ・文化センター内で空きとなっている喫茶室スペースについて、募集等を行い有効活用していく。				
目的	・財源の確保を図るため。				
目標時期	随時				

実施内容	実施スケジュール							
	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
公有財産の貸付等の実施	→	→	→	→	→	→	→	→
文化センターの喫茶室スペースの利活用事業者の募集	→	→						
文化センターの喫茶室スペースの貸付実施			→	→	→	→	→	→

	目標	効果
令和 4 年 度	・公有財産の貸付等の実施 ・文化センターの喫茶室スペースの利活用事業者の募集	【公有財産の貸付等に係る概算効果額】 年間：約 3,536,000 円 3,536,000 円×4 ヵ年＝14,144,000 円
令和 5 年 度	・公有財産の貸付等の実施 ・文化センターの喫茶室スペースの貸付実施	
令和 6 年 度	・公有財産の貸付等の実施 ・文化センターの喫茶室スペースの貸付実施	
令和 7 年 度	・公有財産の貸付等の実施 ・文化センターの喫茶室スペースの貸付実施	
		効果額　14,144,000 円

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

自立した行財政運営

財源の確保

多様な収入確保策を検討し、新たな財源を確保します。

取組番号	4	項目名	普通財産等の売却	所管課	公共施設マネジメント課
整理番号	行-2-3-⑥-2				
これまでの取り組み	・市は、土地所有者として普通財産等を適正に管理するため、除草作業や危険防止のための柵等を設置した上で、経費をかけて管理している。 ・平成 29 年度に公有財産の利活用に関する基本方針を策定した。 ・基本方針に基づき、教職員住宅の売却や一時的な給食センター跡地の利活用を実施した。				
これからの取り組み	・各自治会等に自治会集会所用地等の今後の活用の有無を打診し、活用の予定がない自治会集会所用地等を売却することで、財源の確保と経費の削減を行う。 ・給食センター跡地の利活用について、駅周辺地域活性化プロジェクトチームと連携し検討していく。 ・冨士南園広場の売却について、検討していく。				
目的	・財源の確保を図るため。				
目標時期	随時				

実施内容	実施スケジュール							
	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
普通財産等の洗い出し	→	→	→	→	→	→	→	→
普通財産等の不動産鑑定の実施	→	→	→	→	→	→	→	→
普通財産等の売却	→	→	→	→	→	→	→	→
冨士南園広場の売却の検討	→	→	→	→				
冨士南園広場の売却の検討結果に伴う実施					→	→	→	→

	目標	効果
令和 4 年 度	・普通財産等の洗い出し ・普通財産等の不動産鑑定の実施 ・普通財産等の売却 ・冨士南園広場の売却の検討	【普通財産等の売却に係る概算効果額】 集会所予定地： 53,700 円×173.72 ㎡＝ 9,328,764 円 冨士南園広場： 26,900 円×24,480 ㎡＝658,512,000 円 ※近傍価格×面積
令和 5 年 度	・普通財産等の洗い出し ・普通財産等の不動産鑑定の実施 ・普通財産等の売却 ・冨士南園広場の売却の検討	
令和 6 年 度	・普通財産等の洗い出し ・普通財産等の不動産鑑定の実施 ・普通財産等の売却 ・冨士南園広場の売却の検討結果に伴う実施	
令和 7 年 度	・普通財産等の洗い出し ・普通財産等の不動産鑑定の実施 ・普通財産等の売却 ・冨士南園広場の売却の検討結果に伴う実施	効果額 667,840,764 円

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

財源の確保

多様な収入確保策を検討し、新たな財源を確保します。

取組番号	5 行-2-3-⑥-3	項目名	公共施設等へのネーミングライツの導入	所管課	公共施設マネジメント課
これまでの取り組み	・ネーミングライツの導入について、過去に検討したことはあったが、他市町村の状況から市で応募が見込めないことから見送った。				
これからの取り組み	・ネーミングライツに関する基本方針を策定した上で制度化し、募集を行う。				
目的	・施設の維持管理や修繕に係る財源確保を図るため。				
目標時期	令和 6 年度				

実施内容	実施スケジュール							
	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
ネーミングライツ導入に向けた準備・研究	→	→						
企業の募集			→	→				
ネーミングライツの実施					→	→	→	→

	目標	効果
令和 4 年 度	・ネーミングライツ導入に向けた準備・研究	【市の効果】 ・市有施設の運営や維持管理といった費用へ新たな財源を充てることにより安定的で健全な施設運営となり、併せて財政負荷軽減となる。 【市民の効果】 ・安定的な施設サービス等の提供を受けられる。
令和 5 年 度	・企業の募集	
令和 6 年 度	・ネーミングライツの実施	
令和 7 年 度	・ネーミングライツの実施	
		効果額 ■円

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

財源の確保

多様な収入確保策を検討し、新たな財源を確保します。

取組番号	6	項目名	ガバメントクラウドファンディング活用の推進	所管課	秘書課・関係各課
整理番号	行-2-3-⑥-4				
これまでの取り組み	・クラウドファンディングを活用した事業実績はあるが、活用実績が少ない状況である。				
これからの取り組み	・庁内全体でクラウドファンディングに関する知識を深め、各課で活用していく。 ・活用事業を検討し、クラウドファンディングを実施する。				
目的	・事業実施の新たな財源として、クラウドファンディングを活用していくため。				
目標時期	随時				

実施内容	実施スケジュール							
	令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
クラウドファンディングに係る勉強会の実施	→		→		→		→	
クラウドファンディングの実施			→	→	→	→	→	→

	目標	効果
令和４年度	・クラウドファンディングに係る勉強会の実施	【市の効果】 ・事業実施にあたって、新たな財源の確保が期待できる。
令和５年度	・クラウドファンディングに係る勉強会の実施 ・クラウドファンディングの実施	
令和６年度	・クラウドファンディングに係る勉強会の実施 ・クラウドファンディングの実施	
令和７年度	・クラウドファンディングに係る勉強会の実施 ・クラウドファンディングの実施	

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

財源の確保

公有財産や市が保有する資源の利活用を徹底し、財源を確保します。また、企業誘致により新たな税収を確保します。

取組番号	7	項目名	赤道の市道認定の促進	所管課	道路課
整理番号	財-⑵-ア-③				
これまでの取り組み	・平成 31 年度から令和 2 年度にかけて、赤道の調査を実施し、280 路線・45km の市道認定対象路線が抽出された。 ・抽出された赤道のうち、令和 3 年度に約半分の認定が完了した。				
これからの取り組み	・抽出された残りの赤道について、令和 4 年度に認定する。				
目的	・赤道を市道認定することで、普通交付税等の増収を図る。				
目標時期	令和 4 年度				

実施内容	実施スケジュール							
	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
赤道の市道認定	→	→						

	目標	効果
令和 4 年 度	・赤道の市道認定	【市の効果】 ・赤道を市道認定することで、普通交付税の増加が見込める。 【赤道の市道認定に係る概算効果額】 令和 4 年度認定：23 km 令和 5 年度からの積算増額：約 12,000,000 円
令和 5 年 度		
令和 6 年 度		
令和 7 年 度		効果額　12,000,000 円

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

財源の確保

受益者負担の原則を徹底することにより、負担の公平性・公正性を確保します。

取組番号	8	項目名	上下水道料金の適正化	所管課	上下水道課
整理番号	財-(2)-イ-②				
これまでの取り組み	・水道事業・下水道事業の経営は、一般会計からの繰り入れを一部活用して経営している。 ・水道事業については、平成 30 年度に上下水道事業審議会に諮問し、事業の経営健全化及び経営基盤の一層の強化のため、水道料金改定は必要であるとの答申があった。 ・水道料金について、令和 2 年度より改定した。以後、大きく変化する社会情勢や経営をよく踏まえた上で、5 年おきに検証や見直しを行うこととした。				
これからの取り組み	・下水道使用料については、使用料体系だけでなく、手数料徴収等、使用料以外の新たな収入の確保を含めて令和 4 年度から見直し検討を行い、方針を決定する。 ・水道料金については、大きく変化する社会情勢や経営をよく踏まえた上で、5 年おきに検証や見直しを行うこととし、令和 7 年度に実施予定。				
目的	・適正な料金（受益者負担）を徴収することで、経営基盤の強化を図るため。				
目標時期	令和 7 年度				

実施内容	実施スケジュール							
	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
・下水道使用料の検証、見直し及び方針の検討	→	→	→	→				
・下水道使用料の検証、見直し及び方針の検討結果に伴う実施					→	→	→	→
・水道料金の検証、見直し及び検討							→	→

	目標	効果
令和 4 年 度	・下水道使用料の検証、見直し及び方針の検討	
令和 5 年 度	・下水道使用料の検証、見直し及び方針の検討	
令和 6 年 度	・下水道使用料の検証、見直し及び方針結果に伴う実施	
令和 7 年 度	・下水道使用料の検証、見直し及び方針結果に伴う実施 ・水道料金の検証、見直し及び検討	
		効果額 ■円

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

自立した行財政運営

歳出の抑制

扶助費・補助金について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。

取組番号	9	項目名	補助金・扶助費の見直し	所管課	財政課
整理番号	行-2-4-②				

これまでの取り組み	・市は、補助金の見直し基準を定めていたが、補助金を新設する際の基本方針を定めていなかった。 ・平成 29 年度に「白井市補助金のあり方の基本方針」を策定し、基本方針に基づき、5 年ごとに、行政評価の一環として、全ての補助金の見直しを行うこととした。 ・扶助費については、平成 30 年度に「扶助費のあり方」を策定し、随時見直しを行うこととした。
これからの取り組み	・予算編成時に全ての補助金について、「白井市補助金のあり方の基本方針」に基づき、適切に運用しているかを確認する。 ・財政課と担当課等でヒアリングを実施し、市が任意に支出する扶助費について、ヒアリング結果を基に方針を示し、適正化を図る。
目的	・補助金及び扶助費を適正に執行するため。
目標時期	随時

実施内容	実施スケジュール							
	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
補助金の見直しの実施	→	→						
予算編成時の既存補助金・扶助費の確認	→	→	→	→	→	→	→	→
扶助費の見直し	→	→	→	→	→	→	→	→

	目標	効果
令和 4 年 度	・補助金の見直しの実施 ・予算編成時の既存補助金・扶助費の確認 ・扶助費の見直し	
令和 5 年 度	・予算編成時の既存補助金・扶助費の確認 ・扶助費の見直し	
令和 6 年 度	・予算編成時の既存補助金・扶助費の確認 ・扶助費の見直し	
令和 7 年 度	・予算編成時の既存補助金・扶助費の確認 ・扶助費の見直し	
		効果額 ■円

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

歳出の抑制

特別職報酬や管理職手当の削減など自助努力による人件費の削減に取り組むとともに、事務の効率化・簡素化と行政組織のスリム化により職員数の抑制を図り、人件費等を削減します。

取組番号	10	項目名	特別職報酬の削減	所管課	総務課
整理番号	財-(1)-ア-①				
これまでの取り組み	・平成 30 年度に策定した「財政健全化の取組」の 1 つとして、令和元年 10 月から令和 5 年 5 月までの間、特別職報酬の削減（市長 10%、副市長 5%、教育長 2%）を実施することとした。				
これからの取り組み	・令和 5 年 5 月までの間、特別職報酬の削減を続けていく。 ・その後、継続するかは再度検討を行う必要がある。				
目的	・歳出の削減を図るため。				
目標時期	随時				

実施内容	実施スケジュール							
	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
特別職報酬の削減の実施	→	→	→					

	目標	効果
令和 4 年 度	・特別職報酬の削減の実施	【特別職報酬の削減に係る概算効果額】 令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月まで削減した場合の見込み効果額： 約 2,000,000 円
令和 5 年 度	・特別職報酬の削減の実施	
令和 6 年 度		
令和 7 年 度		
		効果額 2,000,000 円

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

歳出の抑制

特別職報酬や管理職手当の削減など自助努力による人件費の削減に取り組むとともに、事務の効率化・簡素化と行政組織のスリム化により職員数の抑制を図り、人件費等を削減します。

取組番号	11	項目名	管理職・管理職手当の削減	所管課	総務課
整理番号	財-(1)-ア-②				
これまでの取り組み	・平成 30 年度に策定した「財政健全化の取組」の 1 つとして、組織のスリム化によって課長職を抑制するとともに、令和元年 10 月から令和 5 年 3 月までの間、管理職手当の削減（10%）を実施することとした。				
これからの取り組み	・令和 5 年 3 月までの間、管理職手当の削減を続けていく。 ・その後、継続するかは再度検討を行う必要がある。				
目的	・歳出の削減を図るため。				
目標時期	随時				

実施内容	実施スケジュール							
	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
管理職・管理職手当の削減の実施	→	→						

	目標	効果
令和 4 年 度	・管理職・管理職手当の削減の実施	【管理職手当の削減に係る概算効果額】 令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月まで削減した場合の見込み効果額： 約 9,000,000 円
令和 5 年 度		
令和 6 年 度		
令和 7 年 度		
		効果額 9,000,000 円

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

歳出の抑制

当初の目的を達成した事業や成果が上がっていない事業の廃止を徹底し、また、事務事業を見直すことにより経費を削減します。

取組番号	12	項目名	土地の賃借廃止	所管課	財政課
整理番号	財-(1)-ウ-②				
これまでの取り組み	・平成 30 年度時点で、第 5 次総合計画策定時に行った財政推計と現状の間に大きな差があったため、財政健全化の取組を策定し、土地の賃借廃止の検討及び実施をしている。				
これからの取り組み	・土地の利用状況を把握し、利用目的が薄れている土地については賃借を廃止する。				
目的	・土地の賃借を見直すことで経費削減を図るため。				
目標時期	随時				

実施内容	実施スケジュール							
	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
賃借廃止できる土地の洗い出し	→	→	→	→	→	→	→	→

	目標	効果
令和 4 年 度	・賃借廃止できる土地の洗い出し	
令和 5 年 度	・賃借廃止できる土地の洗い出し	
令和 6 年 度	・賃借廃止できる土地の洗い出し	
令和 7 年 度	・賃借廃止できる土地の洗い出し	
		効果額 ■円

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

自立した行財政運営

適材適所による事業主体の見直し

市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

取組番号	13	項目名	保育園の運営方法の検討と実施	所管課	保育課
整理番号	行-2-5-①-1				
これまでの取り組み	・市には 12 施設の保育園がある。（公立 3、私立 9） ・保育園の運営方法について、直営、一部委託、指定管理者制度の導入、民営化等の運営方法を比較し、市の役割を踏まえ、市民サービスの質とコストの観点から最も適した運営方法を決定することとした。				
これからの取り組み	・運営方法については、令和 6 年 9 月までに決定する。 ・運営方法を決定するためには、公立保育園のあり方を検討していく必要があるため、令和 6 年度にかけて検討を行い、その結果をもとに運営方法を決定していく。				
目的	・市の役割を踏まえ、市民サービスの質とコストを比較した上で、運営方法を決定するため。				
目標時期	令和 6 年度				

実施内容	実施スケジュール							
	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
保育園の運営方法の内部検討	→	→						
保育園の運営方法の外部検討			→	→	→			
保育園の運営方法の検討結果に伴う実施						→	→	→

	目標	効果
令和 4 年 度	・保育園の運営方法の内部検討	【市の効果】 ・最も適した運営方法等が決まる。 【市民の効果】 ・行政サービスが向上する。
令和 5 年 度	・保育園の運営方法の外部検討	
令和 6 年 度	・保育園の運営方法の外部検討 ・保育園の運営方法の検討結果に伴う実施	
令和 7 年 度	・保育園の運営方法の検討結果に伴う実施	

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

自立した行財政運営

適材適所による事業主体の見直し

市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

取組番号	14	項目名	学童保育所の運営方法の検討と実施	所管課	保育課
取組項目	行-2-5-①-2				
これまでの取り組み	・学童保育所の運営については、平成 29 年度から運営委託を実施している。 ・令和 2 年度末までの契約期間では、運営委託による運営と指定管理者制度等による運営の比較ができていなかった。 ・運営委託でも事業者運営とした目的である「安定的な運営の確保」「安心・安全なサービスの提供」「保護者負担の軽減」が達成できていたことから、令和 3 年度以降についても運営委託を継続している。				
これからの取り組み	・学童保育所の運営について、運営委託を継続するか指定管理者制度等による運営とするかを令和 6 年 9 月までに決定する。				
目的	・市の役割を踏まえ、市民サービスの質とコストを比較した上で、運営方法を決定するため。				
目標時期	令和 6 年度				

実施内容	実施スケジュール							
	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
学童保育所の運営方法の検討	→	→	→	→	→			
学童保育所の運営方法の検討結果に伴う実施						→	→	→

	目標	効果
令和 4 年 度	・学童保育所の運営方法の検討	【市の効果】 ・最も適した運営方法等が決まる。 【市民の効果】 ・行政サービスが向上する。
令和 5 年 度	・学童保育所の運営方法の検討	
令和 6 年 度	・学童保育所の運営方法の検討 ・学童保育所の運営方法の検討結果に伴う実施	
令和 7 年 度	・学童保育所の運営方法の検討結果に伴う実施	

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

適材適所による事業主体の見直し

市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

取組番号	15	項目名	障害者支援センターの運営方法の検討と実施	所管課	障害福祉課
整理番号	行-2-5-①-3				
これまでの取り組み	・障害者支援センターの管理運営については、指定管理者が行っている。 ・「生活介護」「放課後等デイサービス」「相談支援」の事業は、市内でも他事業者が参入してきており、自立運営が可能なため、公共施設で今の指定管理業務を行う必要性が低くなってきている。				
これからの取り組み	・指定管理者制度から事業委託への切り替え、建物及び土地の売却もしくは賃貸等を検討する。				
目的	・市の役割を踏まえ、市民サービスの質とコストを比較した上で、事業主体を決定するため。				
目標時期	令和７年度				

実施内容	実施スケジュール							
	令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
障害者支援センターの運営方法の内部検討	→	→	→	→				
障害者支援センターの運営方法の外部検討					→	→	→	
市民への意見徴収の実施							→	
障害者支援センターの運営方法の検討結果に伴う実施								→

	目標	効果
令和４年度	・障害者支援センターの運営方法の内部検討	【市の効果】 ・事務負担及び建物の維持管理費の軽減、不動産収入等の財源確保を行うことができる。 【市民の効果】 ・行政サービスが向上する。
令和５年度	・障害者支援センターの運営方法の内部検討	
令和６年度	・障害者支援センターの運営方法の外部検討	
令和７年度	・障害者支援センターの運営方法の外部検討 ・市民への意見徴収の実施 ・運営方法の決定	

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

自立した行財政運営

評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。

取組番号	16	項目名	市政に関する市民意向等の把握と公表	所管課	企画政策課
整理番号	行-2-6-④				
これまでの取り組み	・市は、5年に1回、市政に関する市民意向等を把握するため、住民意識調査を実施し、総合計画の策定に活用しているが、計画の推進時においては、市の取り組みの進捗等により市民の意識がどう変化しているかの経年的な把握が不十分な状況にあった。 ・平成29年度に「しろいｅモニター制度」を創設し、インターネットを活用したアンケートを実施することで、市の取り組みに対する市民の意向・意識等を経年的に把握した。 ・令和2年度からアンケートの回答率の向上とモニター数の増加を図るため、一定の要件を満たした場合は抽選でプレゼントを実施する制度を創設した。				
これからの取り組み	・ＳＮＳなどを活用してｅモニターを募集することでモニター数の増加を図り、より多くの市民等の意見を募る。 ・アンケート結果の情報提供手段について検討し、より広く公表するとともにｅモニター制度の一層の周知を図る。				
目的	・市民の意向・意識等の変化を的確に把握し、市民ニーズに基づいて市の事業を随時改善するため。				
目標時期	随時				

実施内容	実施スケジュール							
	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
しろいｅモニター制度を活用したアンケートの実施と公表	→	→	→	→	→	→	→	→
住民意識調査の実施					→			

	目標	効果
令和4年度	・しろいｅモニター制度を活用したアンケートの実施	【市の効果】 ・市民ニーズに基づいた市の事業の改善が進む。 ・市民ニーズを経年的に把握できる。 【市民の効果】 ・市民ニーズが市政に反映される。 ・行政がわかりやすくなる。 ・自分の意向を市に伝える機会が増える。
令和5年度	・しろいｅモニター制度を活用したアンケートの実施	
令和6年度	・しろいｅモニター制度を活用したアンケートの実施 ・住民意識調査の実施	
令和7年度	・しろいｅモニター制度を活用したアンケートの実施	

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

自立した行財政運営

評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。

取組番号	17	項目名	事業のスクラップ・リセットの徹底	所管課	企画政策課
整理番号	行-2-6-⑤				
これまでの取り組み	・事業のスクラップ・リセットを徹底するための基準や仕組みがなかった。 ・平成 29 年度に事務事業評価により事務事業を総点検し、その結果に基づいて事務事業の抜本的な見直しを全庁的に進める基準として「白井市事務事業評価及び事務事業の見直し基準」を策定し、事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しを進めた。				
これからの取り組み	・「白井市事務事業評価及び事務事業の見直し基準」に基づき、また、ロジックモデルを意識し、事業の有効性や必要性などの観点から引き続き事務事業の廃止、休止などの見直しを進めていく。				
目的	・事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しを進め、真に必要なものに行政資源を投入するため。				
目標時期	随時				

実施内容	実施スケジュール							
	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し	→	→	→	→	→	→	→	→

	目標	効果
令和 4 年 度	・基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し	【市の効果】 ・事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しが進む。 ・市民ニーズに基づき市の事業の改善が進む。 ・必要性が低い事業を廃止できる。 【市民の効果】 ・市民ニーズが市政に反映される。 ・行政がわかりやすくなる。 ・市政に参加できる。 ・税金が有効に使われる。
令和 5 年 度	・基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し	
令和 6 年 度	・基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し	
令和 7 年 度	・基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し	

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

公共施設等のあり方の見直し

市が保有する公共施設等は、昭和 54 年の千葉ニュータウンの街開きを契機に集中的に整備しており、今後は一斉に建替等の更新時期を迎える見込みです。今後、公共施設等をどのように更新し、維持管理していくのか、統廃合を視野に入れながらコストを削減します。

取組番号	18	項目名	出張所の窓口の廃止	所管課	市民課
整理番号	財-⑴-イ-③				
これまでの取り組み	・市の出張所では、住民票の写しや印鑑登録証明書等の発行のみが行える。（戸籍証明は平日のみ） ・出張所運営についてのアンケート調査や意見交換会を実施した。 また、廃止の際は全出張所を同時に廃止することとしたが、時期については、マイナンバーカードの交付率が 50%を超えた時点から再検討することとなった。 ・一部出張所で平日の開所時間を午前中のみとする段階的な見直しを実施した。				
これからの取り組み	・マイナンバーカードの交付率について、令和 4 年度中には 50%を超える見込みであるため、無作為抽出によるアンケート調査、市民との意見交換会、出張所条例の廃止等を行い、令和 5 年度中の実施を想定している。				
目的	マイナンバーカードの普及に伴い、役割の少なくなった出張所の窓口を廃止することで、行政のスリム化、人員及び歳出の削減を図るため。				
目標時期	令和 5 年度				

実施内容	実施スケジュール							
	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
出張所の窓口の廃止の検討	→	→						
無作為抽出によるアンケート調査	→	→						
市民との意見交換会及び周知	→	→						
出張所の窓口の廃止の実施			→	→	→	→	→	→

	目標	効果
令和 4 年 度	・出張所の窓口の廃止の検討 ・無作為抽出によるアンケート調査 ・市民との意見交換会及び周知	【市の効果】 ・役割の少なくなった出張所の窓口を廃止することで、行政のスリム化、人員及び歳出の削減ができる。 【市民の効果】 ・コンビニエンスストアでは、より幅広い時間帯で証明書等の発行ができる。 出張所の廃止は、マイナンバーカードの普及・周知にもつながるため、結果として行政サービスの向上が期待できる。
令和 5 年 度	・出張所の窓口の廃止の実施	
令和 6 年 度	・出張所の窓口の廃止の実施	
令和 7 年 度	・出張所の窓口の廃止の実施	

３　策定の経過

令和２年度	
令和３年 ３月２６日	●第１回行政経営改革審議会 ・行政経営改革審議会委嘱状交付式 ・委員長・副委員長の選任 ・行政経営改革審議会の役割についての説明 ・これまでの市の行政経営改革についての説明 ・行政経営改革実施計画の策定についての説明
令和３年度	
令和３年 ４月２３日	●第２回行政経営改革審議会 ・白井市の財政状況についての説明 ・新たな取組項目の検討方法についての説明
４月３０日～ ５月１４日	・委員各自で新たな取組項目の提案書作成
４月３０日～ ５月２０日	・市職員から新たな取組項目の提案募集
６月２２日	●第３回行政経営改革審議会 ・新たな取組項目の検討
７月１６日	●第４回行政経営改革審議会 ・新たな取組項目の検討
８月２４日	●第５回行政経営改革審議会 ・新たな取組項目の検討 ・市職員から募集した新たな取組項目の提案の報告
９月１７日	●第６回行政経営改革審議会 ・新たな取組項目の検討結果について報告
１１月５日	●第７回行政経営改革審議会 ・第２次行政経営改革実施計画（素案）の検討
１１月２６日	●第８回行政経営改革審議会 ・第２次行政経営改革実施計画（素案）の決定・答申
１２月　　日	・行政経営戦略会議で第２次行政経営改革実施計画（案）の決定
令和４年 ２月　　日	第２次行政経営改革実施計画（案）に対するパブリックコメント
２月　　日	第２次行政経営改革実施計画の決定

4　行政経営改革審議会

(1) 行政経営改革審議会の設置について

白井市附属機関条例（平成２４年１２月２８日条例第２４号）により設置され、次のとおり担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期を定めています。

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	白井市行政経営改革審議会	(1)　行政経営改革に関する計画の策定及び推進等に関する事項について調査審議すること。 (2)　行政経営改革について市長に意見を述べること。	会長 副会長 委員	(1)　学識経験を有する者 (2)　市民	８人以内	３年

(2) 行政経営改革審議会委員名簿

氏　　名	区　　分	備　　考
坂野　喜隆	学識経験者	会長
山田　愛	市　民	副会長
宗和　暢之	学識経験者	委員
岩井　義和	学識経験者	委員
太田　高史	市　民	委員
今　久美子	市　民	委員
大江　啓	市　民	委員
高橋　友幸	市　民	委員

（答申日：令和３年　月　日現在）

白井市行政経営改革実施計画
令和４年度～令和７年度

発行日
発　行　　白井市
編　集　　白井市企画財政部財政課
　　〒270-1492　千葉県白井市復1123
　　TEL　047-492-1111（代表）
　　FAX　047-491-3510

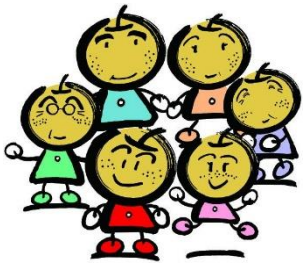

白井市マスコットキャラクター
「なし坊ファミリー」